

# 埼玉県山岳連盟参与に関する規程

第1条 埼玉県山岳連盟規約（以下「規約」という。）第3章 第21条に規定する参与の委嘱は、本規程による。

第2条 参与は次の各号のひとつに該当し、会長が推薦した者を候補者とする。

- (1) 永年にわたって本岳連役員を務め、本岳連に対し多大の功績があった者。
- (2) 規約第5条に規定する「地区岳連」及び「山岳会」（以下、「加盟団体」という。）において、代表者またはこれに準ずる役職を永年にわたって務めて多大の功績があり、加盟団体会長から申し出があった者。
- (3) 加盟団体に所属し、本岳連に多大の功績があり、加盟団体会長から申し出があった者。
- (4) 前3号に規定する者以外で、本岳連に対し多大な功績があり、参与としてふさわしい者。（※団体に所属していなくても可。）

第3条 参与は、会長の必要と認める事項について、その諮問に意見を述べる。

第4条 参与の会費は、年額 5,000 円とし、既納の会費は、いかなる理由であってもこれを返還しない。

第5条 参与の会費は、埼玉県山岳連盟規約第27条の経費として受領し、本岳連の事業資金に充てる。

第6条 岳連は、参与に次の事項を実施しなければならない。

- (1) 本岳連広報「埼玉岳連報」を直送する。
- (2) 埼玉岳連報に毎年「参与」氏名を掲載する。
- (3) 毎年1回参与会を開催する。

第7条 本規程は、理事会において改廃することができる。

付 則

本規程は、平成25年4月1日から施行する。

## ■ 参考

埼玉県山岳連盟規約（以下「規約」という。）第3章 組織

第21条 参与は、会長が理事会に諮り、委嘱することができる。

## 埼玉県山岳連盟参与申出書

ふりがな		生年 月日	年 月 日
氏 名			
郵便番号 住 所	〒		
自宅電話番号			
勤務先	(名 称)  (所在地)		無
所属山岳会名	無		
会費納入方法	現金	現金書留	銀行振込

上記の者を、埼玉県山岳連盟参与として申し出ます。

平成 年 月 日

山岳会名

代表者名※

印

※自薦の場合は本人名を記入し、押印してください。

参考 埼玉県山岳連盟の口座

埼玉りそな銀行 県庁支店 普通 4652277

口座名義 埼玉県山岳連盟 会長 森下健七郎